



2026年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社ひろぎんホールディングス
代表者名 代表取締役社長 部谷 俊雄
(コード番号 7337 東証プライム)
問合せ先 経営企画部 経営企画グループ
企画室長 中室 篤
(TEL 082-245-5151)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

株式会社ひろぎんホールディングス（社長 部谷俊雄、以下「当社」といいます。）は、本日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案（以下「本議案」といいます。）を2026年6月開催予定の当社第6期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件は、過半数を独立社外取締役で構成する当社のグループ指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を経て決議しております。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）が、在任期間中から当社普通株式の直接的な取得及び保有を通じて、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度においては、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬等として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額のうち金銭で支給するものは、2021年6月25日開催の当社第1期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすることについて、また、金銭報酬とは別枠として、対象取締役及び執行役員等を対象とする株式報酬制度「役員報酬 BIP 信託」の継続について、2023年6月27日開催の当社第3期定時株主総会において、それぞれご承認をいただき、さらに、2024年6月25日開催の当社第4期定時株主総会において信託に拠出する信託金の上限金額の改定についてご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の各報酬等

の額とは別枠として、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様のご承認をお願いする予定です。

なお、当社は、本制度の導入に伴い、上記「役員報酬BIP信託」については、当該制度のために設定された信託に対する新たな金銭の抛出及び当該制度の対象取締役等に対する新たなポイントの付与を停止する予定です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式を割り当てるために支給する金銭報酬債権の総額は、年額 100 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、当社が各事業年度において対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、100,000 株以内（ただし、本株主総会において本議案が承認された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その普通株式 1 株あたりの払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、当社取締役会において決定します。

また、本制度に基づく譲渡制限付株式の割当てに際しては、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間において、①譲渡制限付株式の交付日から当社及び株式会社広島銀行（以下「広島銀行」といいます。）の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、当該対象取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対する譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本割当株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が SMBC 日興証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本議案が承認されることを条件として、当社は、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式報酬制度を、当社の執行役員並びに広島銀行の取締役及び執行役員に対して、また、上記の譲渡制限付株式と一部異なる設計の譲渡制限付株式報酬制度を、広島銀行以外の子会社の取締役の一部に対して、それぞれ導入する予定です。

以上